

### 3 期間の延長に関すること

|      | 支援制度名等                 | 対象  | 内容   | 問い合わせ先                      |
|------|------------------------|---|--|-----------------------------|
| 住所   | 住民票の異動に関する取扱(転出、転入・転居) | 新型コロナウイルス感染症の影響により届出が困難な人                                 | 転出届は郵送での届出が可能です。転入・転居は、14日を超えても通常どおり届出ができます。           | 市民課 住民係<br>☎ 82-1140        |
|      | 国民健康保険の届出期間延長          | 資格取得・喪失、住所変更等の届出が必要な人                                     | 届出が14日を超えても通常どおり届出ができます。                               | 国保年金課 国保係<br>☎ 82-1179      |
| 障害福祉 | 自立支援医療(更生・育成・精神通院)     | 現在お持ちの受給者証の有効期間終了日が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの人                | 現在お持ちの受給者証の有効期限が1年間延長されます。<br>※ただし、医療の具体的方針が変わらないものに限る | 障害福祉課<br>障害福祉係<br>☎ 82-1170 |
|      | 精神障害者保健福祉手帳            | 手帳の有効期限が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの間の人のうち、更新時に医師の診断書を添付する必要がある人 | 申請により、手帳の有効期限の日から1年以内は、診断書の提出を猶予することができます。             | 障害福祉課<br>障害福祉係<br>☎ 82-1170 |

### 4 住まいに関すること

|        | 支援制度名等        | 対象                         | 内容                                | 問い合わせ先                             |
|--------|---------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 仮住宅の提供 | 市営住宅の提供(期限付き) | 市内に居住しており、離職等により住居に困窮している人 | 一時的に使用できる市営住宅を各住宅の最低家賃で提供します。     | 建築住宅課<br>住宅管理係<br>☎ 82-1166        |
|        | 県営住宅の提供(期限付き) | 県内に居住しており、離職等により住居に困窮している人 | 一時的に使用できる県営住宅を各住宅家賃の2分の1の額で提供します。 | (一財)山口県施設<br>管理財団宇部支所<br>☎ 37-0878 |

### 5 相談窓口に関すること

|      | 支援制度名等                  | 対象                                     | 内容   | 問い合わせ先   |
|------|-------------------------|--|--|--|
| 悩みごと | 市新型コロナウイルス対策総合窓口        | 新型コロナウイルス感染症に関してお困りの人                  | どこに相談したらいいかお困りの人の相談の受付   | 総務課 危機管理室<br>☎ 82-1122   |
|      | 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン | 給付金に関する消費者トラブルについての相談を希望される人           | 給付金に関する消費者トラブルについての相談の受付   | 新型コロナウイルス給付金関連消費者<br>ホットライン<br>☎ 0120-213-188  |
|      | 消費生活相談                  | 新型コロナウイルス感染症に関連した消費者トラブルについての相談を希望される人 | 不審な電話やメール、身に覚えのない商品の送り付けなどの消費者トラブルについての相談の受付                         | 消費生活センター<br>☎ 82-1139<br>局番なし 188  |
|      | 人権に関する相談                | 不当な差別、偏見、誹謗中傷等の被害にお悩みの人                | 人権に関する様々なお悩みについて、個別に相談を受付  | 人権男女共同参画室<br>☎ 82-1137   |
|      | 配偶者等からの暴力(DV)の全国共通の電話相談 | 配偶者等からの暴力(DV)被害に遭われている人                | 新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスによる暴力(DV)被害の深刻化に対応するための、内閣府が設置する相談窓口(24時間受付) | 【内閣府】<br>DV相談+(プラス)<br>☎ 0120-279-889<br><a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a> |
|      | 帰国者・接触者相談               | 風邪症状や発熱、倦怠感、呼吸困難の症状がある人                | 感染等に関する相談の受付(多言語対応可能)  | 宇部健康福祉センター ☎ 31-3203<br>山口県健康増進課<br>☎ 083-933-3502   |